

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

連番	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
51	海田市(R7)汚水マンホール枠取替	海田市駐屯地業務隊	7.8.29	7.6.24	7.7.2 09時00分	7.7.2 09時00分	無し	市価調査書期限 7.6.30 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町奈町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 森新(もりしん)
電話番号(内線): 082-822-3101(内2342)
FAX番号: 082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

見 積 書

令和7年7月2日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

1. 件 名 : 海田市(R7)汚水マンホール枠取替
2. 金 額 : _____ (消費税含まない)
3. 規 格 : 仕様書のとおり
4. 数 量 : 1 ST
5. 場 所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊
6. 納 期 : 令和7年7月31日

1. 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。
2. 当社は、「暴力団排除に関する誓約書」に定める事項について誓約いたします。
3. 対価の支払の時期: 契約の履行後、国が適法な支払請求書を受理した日から30日以内

住 所

会 社 名

代表者氏名

代理人氏名



市場価格調査書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

1. 件 名 : 海田市(R7)汚水マンホール枠取替
(貴社様式の内訳書添付)
2. 金 額 : _____ (消費税含まない)
(貴社様式の内訳書添付)
3. 規 格 : 仕様書のとおり
4. 数 量 : 1 ST
5. 場 所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊
6. 納 期 : 令和7年7月31日

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信御願い致します。

提出期限: 令和7年7月1日(火)12時まで

FAX:082-823-4226

住 所

会 社 名

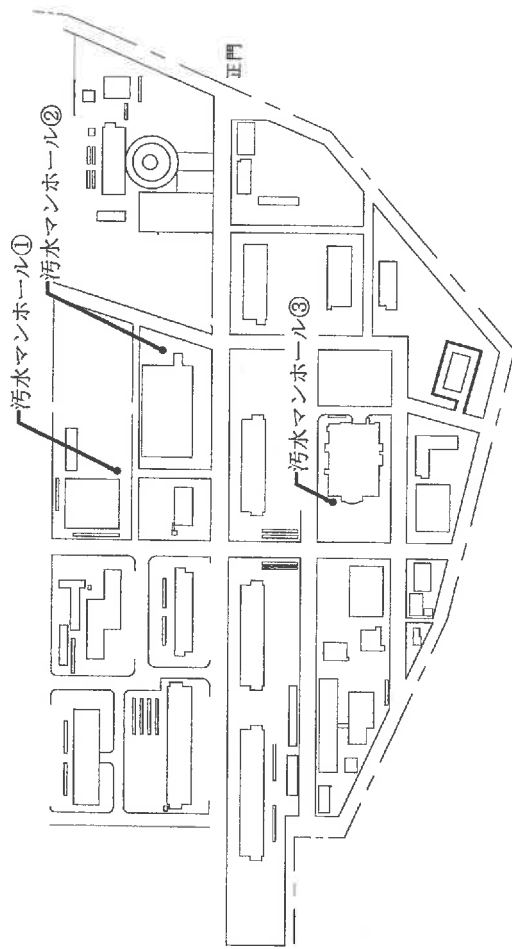
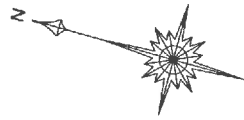
代表者氏名



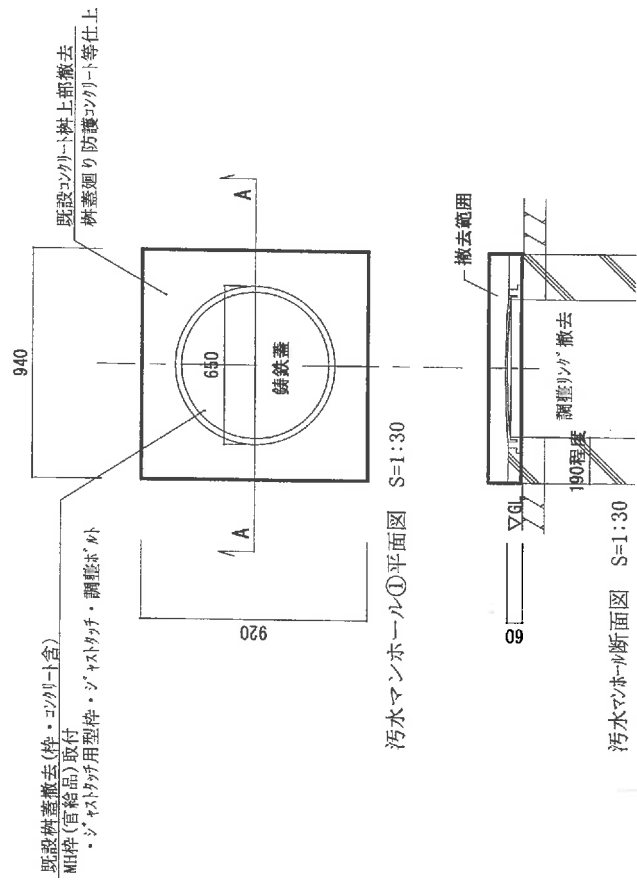
陸上自衛隊仕様書

物品番号			仕様書番号	1 / 3
名 称	海田市(R7)汚水マンホール 枠取替		承認年月日	令和 年 月 日
			作成年月日	令和 7年 6月19日
			変更年月日	令和 年 月 日
			作成部隊等	海田市駐屯地業務隊
1 場 所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田市駐屯地） 2 期 間 契約締結日から令和7年8月29日（金） ただし、取替作業については令和7年7月31日までとする。 3 概 要 汚水桝及び汚水マンホール枠取替 3か所 （細部図面参照） 4 一般事項 （1）適用基準等 本取替は、本仕様書によるほか、メーカーの取扱い説明等に定めるところに従い誠実に 行うものとする。また、これに定めのない事項については、係官との協議による。 （2）安全確保 本取替により施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施するものとし、万が一 破損させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原形 に復旧すること。 （3）作業写真 撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築設備編」を参考とすること。 （4）発生材の処理 請負者は、補修により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書 及び発生材置場の状況写真を添えて係官に提出する。 （5）産業廃棄物の処理等 本取替により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基 づいて適切に処分する。 （6）主要材料 本取替に使用する資材は本仕様書に適合するものとし、すべて新品とする。				

件 名	海田市（R 7）汚水マンホール枠取替	仕様書番号	2 / 3
5 特記事項 （１）本取替で使用するマンホール枠（フレーム）は官給品とし、契約後官側から請負者にメーカーの施工手順書と併せて引渡しを行うこと。 （２）官給品は日之出水道機器(株)マンホール蓋Φ600 T-25 用 3 個とする。 （３）取替部分のマンホール枠及び鋳鉄製蓋は発生材とし官側に引き継ぐこととし、官側が指定した場所（駐屯地内）に運搬集積すること。 （４）官側が提出を指示した書類については、速やかに提出すること。 6 検査 本取替完了後、検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。			

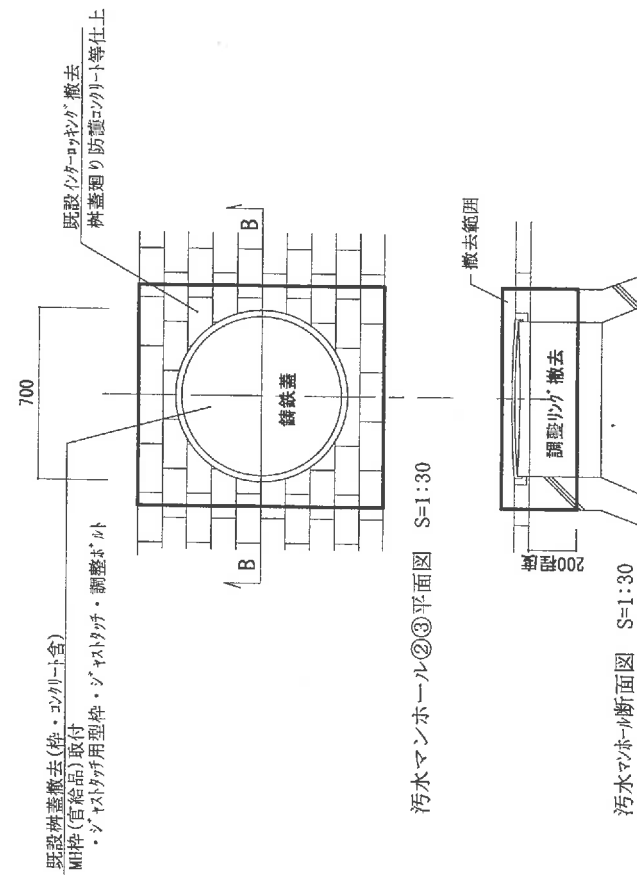


NS
案内凶

配置図 $S=1/5000$ 

汚水マンホール①平面図 S=1:30

汚水マニホール断面図 S=1:30



汚水マンホール②③平面図 S=1:30